

平成二十二年十一月四日提出
質問第一二七号

台湾への輸出向け農産物の検閲体制に関する再質問主意書

提出者 木村太郎

台湾への輸出向け農産物の検閲体制に関する再質問主意書

平成二十二年十月五日提出、質問第二五号「台湾への輸出向け農産物の検閲体制に関する質問主意書」に対する答弁書（内閣衆質一七六第二五号）を踏まえ再度質問する。

一 わが国から台湾へ輸出する農産物に対して、今後モモシクイガが検出されないようにするため、その根絶が必要と考えるが、菅内閣の見解如何。

二 一に関連し、モモシクイガの根絶のために菅内閣として具体的に何をするのか示されたい。

三 台湾植物検閲当局による輸入検査において、同じ輸入年度に二回目のモモシクイガが検出されると、日本からの生果実の輸出が全品目停止になるが、年間約二万トンのりんご輸出のうち約九割を占める青森県にとって、台湾への輸出停止は大打撃となる。今回は山梨県産のもも生果実からモモシクイガが検出されたが、同一品種から二回目のモモシクイガが検出された場合において、その品種のみ輸出停止措置になるよう台湾と交渉する考えが菅内閣にあるのか。

右質問する。